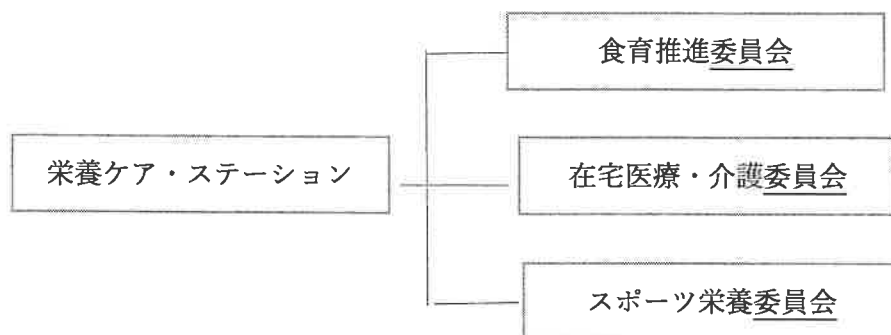


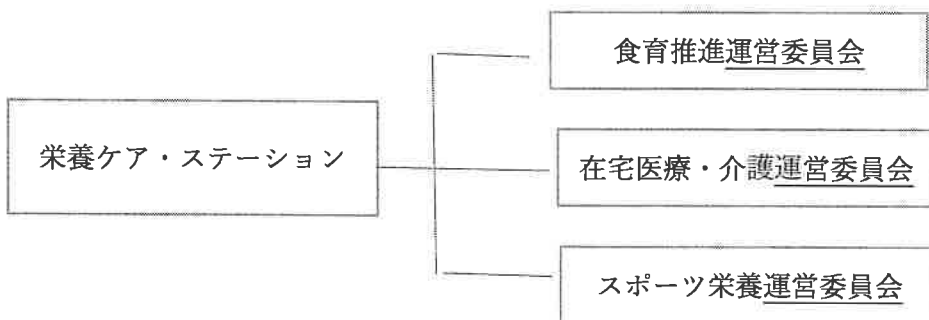
知県栄養ケア・ステーション改正（案）（R5.3.18 理事会提出）

公益社団法人愛知県栄養士会組織体系図（P17）

（旧）



（新）



栄養ケア・ステーション設置要綱 (P95)

(旧)	(新)
<p>4 運営体制</p> <p>(3) 次の運営委員会を設置する。</p> <p>ア <u>食育推進委員会</u></p> <p>イ <u>在宅医療・介護委員会</u></p> <p>ウ <u>スポーツ栄養委員会</u></p>	<p>4 運営体制</p> <p>(3) 次の運営委員会を設置する。</p> <p>ア <u>食育推進運営委員会</u></p> <p>イ <u>在宅医療・介護運営委員会</u></p> <p>ウ <u>スポーツ栄養運営委員会</u></p>
<p>7 運営経費</p> <p>運営経費は、全て本会計で受け入れ対応する。</p> <p>その報酬の目安は別添「<u>栄養指導等標準報酬表</u>」に基づくものとする。</p>	<p>7 運営経費</p> <p>運営経費は、全て本会計で受け入れ対応する。</p> <p>その報酬の目安は別添「<u>愛知県栄養 CS 栄養指導等標準報酬(謝金)表</u>」に基づくものとする</p>

栄養ケア・ステーション運営要領 (P97)

(旧)	(新)
<p>2 委員会</p> <p>栄養ケア・ステーションは、設置要綱に基づき、<u>食育推進委員会、在宅医療・介護委員会、スポーツ栄養委員会</u>を置くこととなっているが委員会については以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>委員会</u>の設置に当たっては各委員会に委員長を置く。</p>	<p>2 委員会</p> <p>栄養ケア・ステーションは、設置要綱に基づき、<u>食育推進運営委員会、在宅医療・介護運営委員会、スポーツ栄養運営委員会</u>を置くこととなっているが委員会については以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>運営委員会</u>の設置に当たっては各委員会に委員長を置く。</p>
<p>(3) 委員は事業内容に合った適任者を委員長と会長が協議して各職域間のバランスに配慮しつつ定める。なお各委員会には 1 名以上の理事を配置する。</p>	<p>(3) 委員は事業内容に合った適任者を委員長と会長が協議して各職域間のバランスに配慮しつつ定める。なお各委員会には 1 名以上の理事を配置する。(削除)</p>
<p>4 業務遂行</p> <p>(1) 業務の遂行に当たって栄養ケア・ステーションに <u>コーディネーター</u>を置く。コーディネーターは、会長又は副会長がこれに当たる。</p>	<p>4 業務遂行</p> <p>(1) 業務の遂行に当たって栄養ケア・ステーションに <u>センター長及び事務担当</u>を置きこれに当たる。</p>
	<p>(2) 業務の円滑な運営を図るために、<u>アドバイザー</u>を置くことができる。(追加)</p>
<p>(2) 業務は委員長又はコーディネーター</p>	<p>(3) 業務は <u>センター長</u>が調整し、依頼す</p>

が調整し、依頼する。	る。
<p>5 経 費</p> <p>(1) 運営経費は、<u>委託契約による受託額</u>、および別途定める「<u>栄養指導等標準報酬表</u>」に基づき得られた事業対価及び事業補助・助成金、委託金等を充てるものとする。</p>	<p>5 経 費</p> <p>(1) 運営経費は、<u>委託契約による受託額</u>、(削除) および別途定める「<u>愛知県栄養 CS 栄養指導等標準報酬 (謝金) 表</u>」に基づき得られた事業対価及び事業補助・助成金、委託金、<u>会費</u>等を充てるものとする。</p>

在宅医療・介護委員会実施要領 (P 9 8 - 3)

(旧)	(新)
<p>4 組織</p> <p>(3) <u>登録者を愛知県内二次医療圏 1 1 地区に配置し、1 地区に 1 人の代表者を決め、連絡調整を図る。(地区兼務可)</u></p> <p>《フローチャート》 (省略)</p>	<p>(削除)</p>